

# 古事記を読む

——口誦と文字——

一

「古事記を読む」場合、さまざまな読み段階や方法が予想されるが、△口誦と文字▽という視点からその一端を考えてみたい。△読む▽ことの第一段階は、古事記という書物に書かれている文字を訓み、その内容を理解することにあるであろう。また、文字を訓むといっても、その字面を訓むだけでなく文字以前の口誦時代のことば、すなわち口誦言語の存在を文字の背後に読みとる努力も必要であると思われる。したがって、ここでいう△口誦▽は口誦の言語または口誦言語、△文字▽は文字の言語または文字言語といわれる呼称を省略したい方法であると理解していただきたい。

古事記はその編纂にあたって種々の文書や記録を利用

戸 谷 高 明

したと思われるが、片仮名や平仮名が発明されていない時代のことであるから当然のことながらすべて漢字によって書かれている。古事記本文の漢字の数は約四五〇〇〇字、漢字の種類（異なり字数）は約一五〇〇〇字である。古事記はこれらの漢字がもつ機能（意味をあらわす訓字、音をあらわす音仮名の表現など）を用いて書かれた書物で、音仮名は固有名詞・古語・歌謡・訓注の訓など特定の表記において多く活用された。本来、漢字や漢文は中国の言語を表現するための文字であり文章である。この漢字や漢文を用いて、語形や文法など言語構造を異にする日本語を書きあらわそうというのであるから、そのための創意工夫が必要であったことはいままでもない。漢字という渡来の文字によって日本語をどのように書きうつしたらよいか、その努力や創意工夫に裏うちされて最終的

に結実したのが古事記の文章であるといつてよいであろう。したがって、既に述べたように古事記を読むことの第一段階は文字言語である漢字を訓むことから出発しなければならぬのであるが、漢字の一字・一句をどのように訓むかということは、漢字や漢文の形式で表現されている日本語の表現を訓みとする作業であるからそう簡単なことではない。古事記の表記方法をまず理解しなければならぬであろう。

## 二

古事記の△序△の中で安万侶は、  
上古之時、言意並朴、敷<sub>レ</sub>文構<sub>レ</sub>句、於<sub>レ</sub>字即難。

と述べている。△字△とあるのは漢字である。△上古△の素朴な言葉や意味は、それを文章化する場合、漢字で書くのは困難であるというのである。そこで安万侶は、すべての漢字の訓だけを用いて記述したならば（已<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>訓述者）その意味を十分に表現することができない（詞不<sub>レ</sub>達<sub>レ</sub>心）、しかし、すべて漢字の音を借りて書き連ねたならば（全<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>音連者）、事柄の記述が長すぎる（事趣更長）として、漢字の音だけや訓だけの表記による欠点を指摘し、これを克服する方法として、あるいは一句の中で音訓を交えて用い（或一句之中、交<sub>レ</sub>用音訓）、あるいは事柄

の全部を訓だけで記述する（或一事之内、全<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>訓録）ことにしたと述べている。これは漢字の機能を活用して日本の古い時代のことば（古語）や思想（古意）をどのように表現したらよいか、古事記撰録者の行き着いた文章観であったと考えられる。

撰録者のいう全訓表記は変体の漢文体を念頭に置いたものであろう。音訓交用の表記については説明するまでもないが、例えば黄泉国から脱出したイザナキの命が「桃子<sup>もも</sup>」に仰せられた言葉の中にみえる、△字都志伎青人草△のような書き方である。ウツシキは音仮名、△青人草△は正訓字である。日本書紀の表記をみると、△頭見蒼生<sup>此云字都志伎阿鳥比等久佐</sup>△（第五段一書第十一）とあるが、△頭見蒼生△では理解しにくいし、日本語としてもよめない。そうかといつて自注のように一字一音では表記が長すぎる。そこで古事記はウツシキを音仮名で、△蒼生△にあたるアヲヒトクサを訓字△青人草△で書くという音訓交用の方法をとったのである。日本書紀の△頭見△と△蒼生△はともに熟語で、△頭見△は現われる、△蒼生△は人民の意であって、この現世に生きている人民をいう。△青人草△は人がふえる現象を繁茂する草に喩えた表現で、△蒼生△という漢語では十分に表現できない内容をあらわしていることに留意すべきであろう。

古事記本文の冒頭は、△天地初発之時▽という語句から始まっている。漢語で書かれている△天地▽と△初発▽は日本語をあてはめて訓む場合、アメツチにあたる正訓字表記として△天地▽を訓むことができるが、△初発▽については、

- ① ハジメ
- ② ハジメテ ヒラケシ
- ③ ハジメテ ヒラクル
- ④ ハジメテ オコル
- ⑤ ハジメテ オコリシ

などが主な訓みとしてある。「此に発字を連ねて書るも、たゞ初メの意なり。」として二字をハジメとする宣長の訓みもあるが、△天▽と△地▽に対応する表現としてみるならば、△初▽と△発▽に分けて訓むのが適当であろう。諸説、△初▽をハジメテと訓むことに異論はないようであるが、△発▽についてはヒラクか、オコルかの二つに分かれている。近年の説としては、古事記本文の用例からオコル（始まる意とする）と訓み、この場合には△天地初発之時▽は「天地が創めて出来た時」（岩波思想大系『古事記』訓読補注・四八六―七頁）の意となるとし、西宮一民氏『古事記 新訂版』も「天地というものが初めて発生したその時に」（頭注・三一頁）の意と解されて

いる。△初発▽をどう訓むかは、天地の始元神話をどのように理解するかという問題と表裏の関係にある。古事記はこのように冒頭から難問に直面していることになる。

文字の訓みにかかわってもう一例とりあげる。それは△遊行▽という語句である。これは、△成ニ麗ニ壯夫ニ而出ニ遊行▽（上巻・八十神の迫害）など四例を数える。この二字を古事記伝や岩波日本古典文学大系本はアルキキと訓んだが、最近の注釈書ではアソビキ・アソビマシキと訓む。この他にも、△遊行▽が漢訳仏典にみられる字面であり、古事記の用例も「佛典にしばしば用ゐられる語で、熟語として受容されてゐた可能性が大きい。」（朝日日本古典全書『古事記』頭注・二二八頁）として、△遊行▽を音読しユギョウシキとも訓まれている。古事記にはこの△遊行▽のように漢訳仏典の影響下にあるといわれる語が二十数語指摘されている。これらの語を音読すべきであるかどうかは、訓みの基本にかかわる問題である。古事記撰録者は、表記されている文字が正しく訓めるように、音注や訓注を施すなどして細心の注意を配ったものと思われるが、それにもかかわらず、どのように訓むべき文字であるか、動揺している文字が少なからず認められる。

古事記の文字を訓む場合、その文字が音仮名として使用されたものか、あるいは訓字として使用されたものであるか、音仮名であるならば正音字か借音字か、訓字であるならばそれは正訓字か借訓字か、その判断を慎重にしなければならぬ。とくに漢字の音訓を借りて表記している場合には、その字面から意味を理解することができないだけに、文脈の流れの中で、文字の向う側に隠れていることばの意味を読みとらなければならぬ。

八岐大蛇神話にクシナダヒメの親として老夫婦が登場する。その名前はアシナヅチ・テナヅチであるが、古事記は八足名椎・手名椎 $\vee$ 、日本書紀は八脚摩乳・手摩乳 $\vee$ と表記している。記の八足 $\vee$ 八手 $\vee$ は正訓字、八名 $\vee$ 八椎 $\vee$ は借訓字。八椎 $\vee$ の字で表記されているツチのツは格助詞、チは霊の意。このツチは八野椎神 $\vee$ や八迦具土神 $\vee$ のそれと同じ使われ方で、古事記の表記法であったとみられる。書紀の八脚 $\vee$ 八手 $\vee$ は同じく正訓字、八摩 $\vee$ は正訓字、八乳 $\vee$ は借訓字と考えられるが異論もある。書紀の八摩 $\vee$ については、老夫婦が娘の手足を摩でて慈しむ意の正訓字とする見方に対して、これを借訓字としてナヅのナは八無 $\vee$ 、ヅは格助詞で手足の無い精

霊(すなわち蛇神)とする解釈もみられる。また、アシナは「浅稻」の約、テナは「速稻」の約で晩稻と早稻の意であるとする新説もみえる(新潮日本古典集成『古事記』神名釈義・三六九頁)。アシナヅチ・テナヅチは口誦の言語であったと考えられる。それが文字で表記される段階で、記は(足・手)ナ(名)ツチ(椎)、書紀は(脚・手)ナヅ(摩)チ(乳)という語構成に定着したものと判断してよいであろう。記紀両書の語構成が異なっているのは、この語の解釈の相違によるものと思われる。

口誦言語も文字によって記録されると、そのまま文字言語として定着することになる。文字の選択や表記の仕方は記述者にゆだねられることになるので、口誦言語を文字言語に変換させることは記述者による一種の創造であるといつてよいであろう。とくに同音異義のことばは、正訓字で表記されると多義性が消失し単一化されてしまう。すなわち、表意を意図して口誦言語を文字化した場合、ことばの意味を記述者によって固定してしまうことになる。そうかといつて表意性のない音仮名や借訓字による表記は、ことばの意味を明示しないまま後代に伝えることになる。したがって、表意性のない文字はいうまでもなく、正訓字表記の場合も文字そのものの意味にとらわれることなく文字の背後にある口誦のことばの

意味を究明しなければならぬであらう。

このことに關係して例をあげるならば、 $\wedge$ ヒルコ $\vee$ や $\wedge$ アハ島 $\vee$ をめぐる解釈などもこれにあたる。周知のように、イザナキ・イザナミが天の御柱をめぐり愛のことはを交わしたのち、女が先に愛のことばをかけたのが良くないと知りながら子を生む。この子が生み損じの初生児か、近親婚による不具児かという神話解釈上の問題もあるが今は深入りしない。 $\wedge$ ヒルコ $\vee$ は、古事記は $\wedge$ 水蛭子 $\vee$ 、日本書紀は $\wedge$ 蛭児 $\vee$ （第四段一書第一・十、第五段本文・一書第二）と書くがいずれも正訓字表記とみられる。 $\wedge$ ヒル $\vee$ は倭名類聚抄「水蛭本草云水蛭音置和名比流」、新撰字鏡に「蛭比留」とあるように $\wedge$ 水蛭 $\vee$ / $\wedge$ 蛭 $\vee$ ともに和名 $\wedge$ ヒル $\vee$ である。 $\wedge$ 水蛭 $\vee$ は $\wedge$ ヒル $\vee$ の一種（集韻「蛭一曰、水蛭」で、倭名類聚抄は馬蛭（無末比流）・草蛭（加佐比流）などもあげている。いわゆる $\wedge$ 水蛭 $\vee$ は、沼や池や水田などにおいて人間や家畜の血を吸うヒル科の動物である。日本書紀はこの $\wedge$ ヒルコ $\vee$ について、

次生<sup>三</sup>蛭児<sup>一</sup>。雖<sup>三</sup>三歳、脚踏不立。（第五段・本文）と記す。一書にも「此兒年滿<sup>三</sup>三歳、脚踏不立」（第二）とあり、三歳になるも $\wedge$ ヒルコ $\vee$ の足が立たなかつたところある。これによれば、 $\wedge$ ヒルコ $\vee$ は $\wedge$ ヒル $\vee$ を擬人化した表現のように思われるが、「痿痺萎痺二音俗云比留無末比<sup>三</sup>能<sup>レ</sup>行也」

（倭名類聚抄）・「痿<sup>ヒルム</sup>・アシナヘ」「痿痺<sup>ヒルム</sup>ヤママヒ」（類聚名義抄）などあるように、手足が萎えたりしびれて立歩きできない病氣 $\wedge$ ヒルムヤマヒ $\vee$ の $\wedge$ ヒル $\vee$ む様態と関連させて解すべきであろう。古事記の $\wedge$ ヒルコ $\vee$ については記伝をはじめとして、

・手足もない水蛭のような形をした不具の子の意か。

（岩波日本古典文学大系）

・水蛭のような手足の萎えた不具の子。（新潮日本古典集成）

・手足の萎えた不具の子の意。（岩波日本思想大系）

とあって、いずれも $\wedge$ ヒルコ $\vee$ を $\wedge$ 水蛭 $\vee$ のように「手足の萎えた不具の子」とする。これらは $\wedge$ 水蛭 $\vee$ を正訓字表記として解釈したものであるが、 $\wedge$ ヒルコ $\vee$ の名義については $\wedge$ 水蛭子 $\vee$ という文字にとらわれず、進雄すすおに對する「退子」、暗礁をいう「涸子」、放出した子で「放子」、長子を意味する「初子」など珍奇な説のほか、蚕などを神格視した「ヒル神」信仰説など（松村武雄『日本神話の研究』第二卷二二六―四二頁参照）がある。だが、周知のように有力な説として「日子」が原型であったとする説がみられる。すなわち、天照大神を大日靈貴・大日靈尊・日女之命と称しているが、その $\wedge$ ヒルメ $\vee$ （日の女・太陽の女）に對するのが $\wedge$ ヒルコ $\vee$ （太陽の子）で、こ

の太陽神的性格がハヒルコVの原型とする説である。折口信夫は「ひるめと言ふのは、日の妻即、日の神の妻・后と言ふことである。」(全集第三卷「古代人の思考の基礎」四二九頁)として、ハヒルメVを日の神の妻や後の意であると述べたが、ハヒルコVについては「ひるこは、どうしても日の神の子といふ事ではありません。」(全集第十五卷「石に出で入るもの」二四四頁)として日の神との関係は否定された。しかし、「日子」説を主張される研究者は、「天(鳥)の磐櫂樟船」(書紀第五段本文・一書第二)は古事記の葦船とは違い太陽船の信仰につらなるものと考え、ハ蛭児Vは本来この太陽船に乗る「日子」すなわち太陽神であったとする。ところが新しい太陽神アマテラスへの信仰が成長するに及んで古い「日子」信仰が衰退し、「天磐櫂船に乗った太陽の子ヒルコが不具の蛭子に変化した。」(岡田精司『古代王権の祭祀と神話』二四九頁)といわれる。ではなぜ、太陽の御子神として信仰されていた「日子」が下等動物のハ(水)蛭Vに附会されたのであるのか。太陽の子「日子」のヒルとハ(水)蛭Vとの同音から、しかも零落した神の御子をあらわすのにふさわしい表記としてハ水蛭子Vハ蛭児Vが選ばれたと考えることもできるであろう。だが古事記の文脈の中で、ハ水蛭子V伝承の原初的形態として「日の御子」信仰が存在

したことを立証する手がかりは全く無いといってよいであろう。ただ口誦と文字という観点から言えば、記紀がハヒルコVを動物のハ水蛭Vやハ蛭Vの字で表記した段階で、同音異義の口誦言語(例えば「日子」のような)が消し去られたであろうことは想像に難くない。

ハ水蛭子V同様、でき損いの子として扱われるハ淡嶋Vもその名義は明らかでない。ハ淡Vを正訓字とする、淡い・薄いなどの意で、海面にわずかに浮んで見えるような存在感の乏しい島を意味したものと思われる。

また、平安朝の物語には、相手の心の浅いのを軽蔑するという下二の動詞「淡む」があるが、このハ淡Vも良くないことを意味するアハで、アハム(軽蔑する)意とする説もある。だが漢字のハ淡Vにそのような意味があるかどうか、確認を得ていない。

一方、ハ淡Vを借訓字とする解釈に、アハは穀物の「粟」で、「粟粒を並べたような暗礁」とする説、潮や水の沫が凝り固って小島ができたとする伝承(書紀第四段本文)があることなどからアハを「沫」と解する説などがみられるが説得力は弱い。「沫」のアワとハ淡Vのアハとは発音が違う。ハ淡Vの字をもつ島に淡路島がある。古事記の「淡道之穂之狭別島」はこの島のことであるが、このハ淡Vは「粟国」を念頭においた借訓字とみ

られる。ところが日本書紀では、この島の名は二柱の神がよろこばれなかつたので「淡路洲」と名づけたと伝える。しかしなぜ「意に快びざる所」(第四段本文)が島名の由来になったのか明らかでない。今のところ、先代旧辞本紀の「故曰淡道別一即謂吾恥也」(巻第一・陰陽本紀)とある「吾恥」説をこえるような解釈は出ていない。日本書紀(第四段本文)の文脈では、「淡路洲」のアハジは借訓字で原義は「吾恥」の島ということになる。

少しくみてきたように、漢字の音や訓を借りて表記した場合、その文字の字面から意味を読みとることはできない。したがって借字表記においてはそこにあらわれない見えない意味をさぐり出さなければならぬ。表意性をもたない借(音・訓)字は、神(人)名や地名などの固有名詞に用いられることが多いが、ヒルコや足ナヅチ・手ナヅチの例でみたように、表記されている文字が正訓字か借訓字か判断しかねることが少なくない。そのような場合には、文字化される以前の言語、すなわち口語言語の段階にまでさかのぼって本来の意味を考究することになる。

#### 四

西郷信綱氏は、「古事記のよみをどう転換させるか」

という対談(国文学・昭和五九年九月号)において、古事記の文章を文字面だけでなく口誦言語的な「音としての」とはの働きに耳を傾けて読むべきであるといわれている。これは、従来の研究が専ら文字言語によるものであったのに対して、口誦言語の面から読むことの有効性を主張されたものである。対談の中でこの種の研究成果として西郷氏・倉塚暉子氏(対談者)らの業績が紹介されている。

ヤマトタケルは東征の帰途、約束どおり尾張のミヤズヒメのもとを訪れるが、ヒメのオスヒの裾に月のものがついていたので、タケルは、「ひさかたの 天の香久山：…ながける おすひの欄に 月たちにけり」と歌をよむ。そこでヒメはこれに答えて、「高光る 日の御子 やすみしし わが大君……君待ちがたに わがける おすひの欄に 月たたなむよ」とうたう。西郷氏はこのような歌がここに出てくるのは、古事記がミヤズヒメを月の障りのために見合わなかったヒメ、すなわち「ミアハズ(見合わず)ヒメを語源解釈した」ことによるとし、「この説話のごく自然な読みである」(「ヤマトタケルの物語」文学・昭和四四年一月・「古事記研究」二六一頁)とされる。もっとも古事記は歌を交わした後、「かれ欄に、御合ひまして」とあるので、見合わずヒメではない。

ただ、ミヤズヒメが八美夜受比売Vのように音仮名表記であるから、西郷氏のような読みを可能にしていることは否定できないであろう。

倉塚氏は、オホハツセの王(のちの雄略)がイチノへのオシハの王を殺害する話に、佐々紀山君の祖韓侗という人物が登場するが、これはオシハの王が狩獵に誘い出された「蚊屋野の萩原」のススキからササキの山君が連想されたのではないか、また韓侗の子等が御陵を守らされたところのもササキとミササキ(御陵)の音による連想にもとづくのではないかといわれる。さらにまた、オシハの王の骨を埋めたところを知っていた老嫗の名を「置目」としたのは、骨を埋めた場所を見置くことができただめに名づけられたのであるとし、オシハの王の「御歯は三枝のごとき押歯に坐しき」(押歯は八重歯のこと)とあるのも、「オシハの王だったからハ(歯)にちなんだ話ができ、上がったにすぎない。」(置目説話をよむ―古事記説話の手法―)「国文・昭和五九年七月・『古代の女』(二六八頁)とされ、この話は「ごく一般的な音仮名にすぎなかつた『歯』を表意文字として意味づけした結果生み出されたもの」で、「口誦言語と文字言語の接点において誕生した説話」(二六九頁)といわれている。口誦言語としてのハ(音仮名の「歯」)が文字言語によって表記される段階

で、表意文字「歯」(いわゆる正訓字)として意味づけられ、そこに説話誕生の契機があったとする見方は、文字以前の口誦言語の意味を考えようとする方向とは異なるが、口誦と文字の関係を考える上で興味ある問題を提出しているといえよう。なお、倉塚氏の解釈について一言述べるならば、「萩原」と訓まれているススキの字(萩)に校異上疑問があること、ササキのキ(甲)とススキ・ミササキのキ(乙)と仮名遣が一致しないこと、御陵は平安時代までミサザキであったこと(名義抄「山陵ミサザキ」)など問題がないわけではないが、同音や類音を媒介にして古事記の説話的手法を追求された試みは一つの読み方として示唆を与えてくれる。

このような読み方はすでに宣長も試みている。国譲りの談判をした伊那那小浜のイナサを「大國主神の諾否の答を問ひ賜ひし処なるから負る名にもあらむ。」とする読みもその一例である。阪下圭八氏が、<sup>ケヒ</sup>「ケヒについて、ホムダのヒツギのミコ(のちの応神)と名を「易へ」たことに由来するとし、「要するに『カへ』」から『ケヒ』とよばれた話であって、そうよむことが古代の説話の語り口に即していると思う。」(品陀太子・氣比大神易名説話「東京経済大学人文自然科学論集・第六一号・昭和五七年九月・四一頁)とされた読みも文字以前の音



(口誦のことば)の時代にさかのぼった解釈といえよう。

同音・類音による表現は多義的で、そこに口誦言語の融通性・可変性があったといつてよいであろう。しかし、この多義的な口誦言語も表意文字で表記されるとその途端に意味が固定してしまふ。

天孫ニニギの命との一夜の聖婚で御子を宿したコノハナサクヤヒメは、命の疑いを晴らすために産屋に火をつけ、燃ゆる火の中で三柱の御子を生む。その御子たちを古事記は、

火照の命・火須勢理の命・火遠理の命、亦の名は、天津日高日子穗々手見の命。

と書く。日本書紀の火中出産神話は第九段本文と一書の六つ(一・三・五・六・七・八)にみえ、生まれた御子の名・順序・数に小異があるが、本文では、「火闌降の命・彦火火出見の尊・火明の命。」とある。

△火△は燃ゆる火の古形△は△であるが、ホという語には稲のホ・波のホ・火のホ(すなわちホのホ)のように、高く抜きんでて優れているものをあらわすホ(穂)があり、「国のまほろば」のホも同じである。天忍穗耳の命(紀は尊。一書には天忍骨尊・天忍穗根尊・天大耳尊とも)の「穂」は稲のホであろう。ところで、ヒコホホデミの命(尊)の表記文字をみると、日本書紀では七伝すべてが、

彦火。火。出見の尊

というように、火のホを重ねて「火火」と書いているのに対して、古事記では前出のように、

日子穂々手見の命

とあり、稲穂のホを重ねた「穂々」となっている。火中出産のホが火の字で表記されているのは、燃える産屋の中で生まれたという「火」の話に結合された結果であって、本来は稲穂の「穂」であったと思われる。したがって、書紀諸伝のように「火火」としないで「穂々」とした記の表記は原義に即した用字ということになる。ただ、これが原資料のものか、編述者によるものかは明らかでない。口誦言語としての△ホ△は、「火」「穂」のいずれでもある。古事記が「火火」でなく「穂々」と表記することによって、この神が稲穂の神霊であることを意味づけたことになる。日本書紀は天忍穂耳尊―彦火。瓊杵尊―彦火。火出見尊というように天孫ニニギのホも「火」と表記しているが、古事記は天忍穂耳命―日子番。速々藝命―日子穂々手見命のようにニニギのホは音仮名「番」で表記している。ニニギは火中出産ではないから「火」の字は不自然である。古事記は「火」と「穂」を許容する表記として音仮名を用いたのではなからうか。この「番」はさきの「穂々」とともに古事記の意図的な表記

のように思われる。これは、文字面を重視した読みである。

## 五

さきに述べたように、古事記本文の字種(異なり字)は約一五〇〇字であるが、この中には日本書紀・風土記・万葉集などの当代の文献にはみられない、いわゆる古事記固有の文字が約五〇〇字ある。さらに固有文字のうち、一回だけ用いられている文字、いわゆる孤字は約三〇〇字を数える(字数を約で示したのは諸本に文字の異同があるからである。詳しくは拙稿「古事記表現論—本文の固有文字(一)」早稲田大学教育学部・学術研究・第三十三号ほか)。

固有文字の字数は古事記の総字数からみれば微々たる存在にすぎない。古事記の文章を成り立たせているのは使用回数が多い文字である。したがって使用稀な文字は「数量的」には「重要な役割」を担っているとはいえないであろう。しかし文章における表現効果という「実質的」観点からみた場合、別の評価も可能であろうと思われる。

例えば、古事記本文中一回の使用文字である△熅▽は、下巻に仁徳記のメドリの王とハヤブサワケの王の反逆物語に出てくる。この字は、当代の文献では日本書紀

の天武紀に動詞として一例(後述)用いられているので孤字ではないが稀用文字であることに相違はない。日本書紀においては「温」の字を用いることが一般的で一九例(温湯一二例のほか、温飯・温雅など)を数えるが、古事記には用例がない。享和本新撰字鏡によると「熅」(集韻に「熅、温也」とある)の注に「熅也介夫利又阿太々介志」とあって、アタタケシと訓まれる字であることが知られる。この物語では、追手の將軍大楯がメドリの王の手に纏かれていた玉釧をまだ死体の「膺も熅けきに剃ぎ持ち来て」妻に与えたという箇所が使われている。「剃」という文字も惨酷な行為を表現する用字として注目されるが、△熅▽はメドリの王の腕から剃ぎ取られた玉釧にもっていたであろう温かい肌のぬくもりを如実に表現している文字のように思われる。この文字の果している役割を見のがしたならば、古事記の表現意図を読みとったことにならないであろう。

もう一例あげるならば、△熅▽と△批▽があるが、この二字は△熅批▽という連語の形で使用されている。この用例は、上巻のタケミナカタの神の服従、中巻景行記のヲウスの命(のちのヤマトタケル)の兄殺害の二か所にみられる。△熅▽はうつ・しめつける、△批▽はうつ・たたくなどの意。古事記はこの二字を重ねて用いること

によって、タケミカツチやヲウスの並はずれた力の強さを表現しようとしたものと考えられる。すなわち、二つの動詞を重ねることによって表現効果を高めようと思図したものともみられる。このように動詞を重ねた表現は「複合動詞」とか「連続動詞」といわれているもので、古事記特有の表現として注目されているが、△搯批▽もその一例である。タケミカツチがタケミナカタの手を「若輩を取るが如、搯批ちて投げ離」ったとか、ヲウスの命が廁に入った兄を「待ち捕へ搯批ちて、その枝を引き闕きて、薦に裏みて投げ棄てつ」という、荒々しい行動を叙述する文脈の中で、この二字が担っている役割は重要であるといえるであろう。

二つの例をあげて述べてきたことは、文字言語の面から古事記がどのような文字を選択し、それによってどのような表現効果を達成しているかということである。

## 六

古事記には、漢語本来の意味を離れた、漢語ばなれの用法ではないかと思われるものがある。さきの△搯批▽という連語も漢籍に用例を見出し難い漢語を離れた独自の用法といってよいであろう。メドリの王物語の△熅▽の字もそのようにみられなくもない。△熅▽という火篇

のこの字は、炎の無い火・炭火・おきなどの意が原義に近いものと考えられる（熱いこと、温いことの形容としても使用されているが）。漢書蘇武伝に「鑿<sup>レ</sup>地、為<sup>レ</sup>坎<sup>ニ</sup>置<sup>ニ</sup>燭火<sup>ニ</sup>とあるのは炭火の類であろう。この字が日本書紀に一例あることを既に述べたが、それは、「駕<sup>ニ</sup>に従<sup>ル</sup>者、衣裳<sup>ニ</sup>濡<sup>レ</sup>れて、寒きに堪へず。乃ち三重郡家に到りて、屋<sup>ニ</sup>一間を焚<sup>キ</sup>きて、寒いたる者を熅<sup>メ</sup>しむ。」（天武紀上・元年六月）とあるもので、小さな家屋に火を放って冷えた体をあたためたというのである。これは火を燃やして体をあたためたというのであるからこの字でも違和感はないが、死者の肌のぬくものをあらわす文字としては適切ではないように思う。△熅▽が<sup>サンズイ</sup>の「温」系の語であることに違いないが、体温のあたたかさを表現するには、漢語ばなれの用字とみられよう。古事記には原資料の文字をそのまま採用したと思われるものがあるので、これも原資料の文字とみられなくもないが、古事記編述者の用字ではなからうか。そこで、さらに二三の文字について検討することにした。

まず、「厶」についてであるが、この字は上巻に一例、下巻に三例ある。下巻の用例は地名の「檜厶」二例（宣化・欽明の皇統譜）と人名の「石厶王」（欽明皇統譜）である。上巻の用例は、国譲り神話でオホクニヌシが、「あ

は百足らず八十堀手に隠りて侍らむ。」と述べている。「八十堀手」の△堀▽である。この△堀▽については諸本異同が多く、怕(真福寺本)・堀(道祥本)・堀(前田本)・堀(校訂古事記)などもあるが、齧頭古事記や訂正古訓古事記の堀が正解であろう。堀はこの俗字である。日本書紀の当該箇所をみると、「百足らず八十隈に、隠去れなむ。」(神代下・第九段本文)とあり、「隈」には「此云三短磨泥」という注があつて、古事記も同様に△堀手▽と訓まれる文字であることが知られる。古事記の△堀▽は日本書紀では「隈」の字で表記されているのである。石堀王は磐隈皇女(欽明紀二年三月)、檜堀は檜隈。盧入野宮(宣化紀四年二月)・檜隈。坂合陵(欽明紀三十二年九月)などと書かれている。万葉集の「檜隈の女王」(二〇〇左注)や上宮聖徳法皇帝説の「檜隈天皇」もそうであるように「隈」が一般的な表記であつた。△堀▽は古事記固有の文字である。

では△堀▽と「隈」は同義語であろうか。「隈」は万葉集で「道の隈」(一七)・「川隈の八十阿」(一九)・「この道の八十隈」(二三)・「百隈の道」(二四)などとうたわれているように、道や川の曲がって入りこんでいる隅のところをいう。「八十堀手」の「手」については、道の意、場所につく接尾語、場所や方向を示す接尾語など

といわれているが、「八十堀」との関係はやや不透明のように思われる。文脈上の意味は「多くの隈を經行て、<sup>イトよき</sup>遠き処」(記伝)・「遠い隅の方の意」(古典集成)とみてよいであろう。

日本書紀や万葉集が「隈」(このほか、阿・前がある)の字で表記したクマを、古事記は△堀▽の字で表記し、この字で表記を統一したことが知られる。なぜ古事記は常用字と思われる「隈」を使わなかったのか。△堀▽は「牧外地」(観智院本類聚名義抄)といわれているが、爾雅・釈地には、邑の外を郊、郊の外を牧、牧の外を野、野の外を林、林の外を堀というところある。都(邑)から遠く離れた「林外の地」である。国境いの地でもある。古事記がこの字を道や川の曲がった隅などをいう「隈」の字にあてて用いたとすると、漢語ばなれの用法とみられなくもない。しかし翻つてヤソクマデの意味を記伝のように、多くの道の曲り角を通つて行く遠い地とすると、僻遠の地をいう△堀▽の原義と通じ合うことになる。オホクニヌシが国を譲り隠退する離れた出雲の地は、正に大和(邑・都)から遠く離れた△堀▽である。△堀▽の字をこのように意味づけることによつて、古事記の表現意図を読みとることになるのではなからうか。

古事記の固有文字で、しかも孤字とみられるものに

△跽Vがある。ヤマトタケルの命が東国遠征の帰途、能煩野で亡くなり、大和から后や御子たちが下ってきて葬礼をしたところ、命が大きな白千鳥になって天高く浜に向って飛んでいったので、その後や御子たちが小竹の蒨り杖で足を切り傷つきながら追われたという話の中に、「足跽破れども(雖足跽破)」という表現があり、この中に△跽Vの字が用いられている。△跽Vの字義を広漢和辞典によってみると、説文に「跽、明也」、「明、断足也」とある。爾雅・釈言にも「跽、明也」の注に「断足」とあり、説文にも「明、絶也」とある。△跽Vは「明」や「明」の字義と同じく足(の指)や筋を切断することを意味する文字であることが知られる。しかもこの字は「足」「非」(両方に分断する意)で、足切りの刑罰を意味する。書経・呂刑に「荆辟疑赦」とある。「荆辟」は足切りの刑で、廣韻に「跽、明也、亦作荆」とあるように、「荆」は△跽Vと同じ。「辟」は刑または罪の意。足切りの刑罰は五刑の一つで、例えば周代に行われた五刑は墨(いれずみ)・劓(はなきり)・剕(あしきり)・宮(男は去勢、女は囚禁)・大辟(死刑)で、「荆辟」は膝蓋骨(膝の前側の平皿状の骨)を切り去る刑であるという説明もみられる。要はこの△跽Vが足切りの刑罰を意味する字であるということである。したがって、小竹の切株で足裏を切ること

を表現する文字としては適切ではないであろう。これも漢語は、なれの用法ということになる。ではなぜ古事記は用例の多い切(三例)や斬(二例)ではなく、この字を選んだのであろうか。これについては「実刑ではないもののそれに匹敵する苦痛を表わす意味をもたせているのであろう。」(西宮一民『古事記・新訂版』頭注一三八頁)という指摘がすでにみられる。古事記の編述者は漢語は、なれの用法であることを承知の上で、この文字を選んで使用したものと思われる。

もう一例とりあげる。仁徳崩御後、皇位継承をめぐる皇族間の鬭争は熾烈であった。ミヅハワケ(のちの反正)は、兄のスミノエのナカツ王に近侍する隼人ソバカリを欺して兄王を殺させる。ミヅハワケはソバカリが主君を殺したのは道理に反することであるが、そうかといって私のために兄王を殺した手柄にむくいなのは信義に反することになると二律背反に悩む。この話の中にムクいるということばが二度出てくるが、「賽」と「報」の字で表記されている。「賽」は孤字であるが、「報」は古事記に五例、日本書紀に約六〇例をみる。「報」が常用字であったことが知られる。しかも△賽Vは、願いごとが叶えられたお礼に神を祭ったり、お礼参りをするということ。原義は「塞の神」を祭ることであつたらしい。し

かるに、古事記はソバカリの功(手柄)にムクいるという文脈の中でこの字を使っている。やはり漢語ばなれの用法とよんでよいであろう。そこで例によって、なぜかということになる。原資料の文字がそのまま残された結果であるといえなくもないが、古事記編述者が表記の段階で同一文字の重出を避けるために意図した用字、すなわち変字法によるものとみた方が正解であろう。漢語ばなれと思われる文字も、それは誤用や単なる拡大解釈ではなく、表記者が意図した意識的な用字であったとみてよいように思われる。

文脈の中で一つ一つの文字がどのように使われているか、表記者の意図した用字があるならば、読み手はそれを読みとらなければならない。古事記の文章には反復法・省略法・変字法・比喩法・対偶法・列挙法などといわれるさまざまな修辭表現が認められるが、漢語ばなれの意図的使用も表現技法の一つとして加えてもよいのではなからうか。

## 七

口誦言語の文字化や原資料の撰録などの作業を経て、最終的に古事記という書物が成立したと考えられる。その成書化の過程で編述者が駆使した多種多様な表現手法

や創意を読みとるためには、それに応じた多角的複眼的な視点や解明が必要であろう。所詮、古事記を読むということは容易なことではない。以上はその一端を述べたにすぎない。

(付記) 講演の冒頭で述べた、古事記の中の越後に關する部分は論旨にかかわらないので削除した。古事記の固有文字や漢語ばなれについては、一連の拙稿「古事記表現論」と重複している部分がある。併読願えれば幸いである。